

平成 28 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

○ この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。
 ○ この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。

整理番号

一面

1 住所及び氏名

(共有者の氏名) 共有の場合のみ書いてください。

住所	郵便番号	-
	電話番号	()
フリガナ	コクセイ タロウ	
氏名	国税 太郎	

フリガナ	-----	
氏名	国税 花子	
フリガナ	-----	
氏名	-----	

控用

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

3 増改築等をした部分に係る事項

	家屋に関する事項		土地等に関する事項	
居住開始年月日	イ	平成 28 5 5	[平成]
取得対価の額	ロ	40000000	ホ	10000000
総(床)面積	ハ	70.00	ヘ	10.00
うち居住用部分の(床)面積	ニ	70.00	ト	10.00

居住開始年月日	チ	平成				
増改築等の費用の額	リ					
うち居住用部分の金額	ウ					

リ(補助金等がある場合は(付表1)の6の金額)が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 特定取得に係る事項

特定取得

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2のロ又は3のリ)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を で囲んでください。

国税庁HP(2017:05:24:03:32:56.5V)

5 家屋や土地等の取得対価の額

	①家屋	②土地等	③合計	④増改築等
あなたの共有持分	62 2 5 / 100 0 0	62 2 5 / 100 0 0		
あなたの持分に係る取得対価の額等	2 4 9 0 0 0 0 0	6 2 2 5 0 0 0 0	3 1 1 2 5 0 0 0	

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑤住宅のみ	⑥土地等のみ	⑦住宅及び土地等	⑧増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高			4 4 0 0 0 0 0 0	
連帯債務に係るあなたの負担割合(付表2)の割合			6 2 5 0	
住宅借入金等の年末残高(付表2)の金額			2 7 5 0 0 0 0 0	
とのいずれか少ない方の金額			2 7 5 0 0 0 0 0	
居住用割合	ニ ÷ ハ	ト ÷ ヘ	1 0 0 0	ヌ ÷ リ
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高(x)			2 7 5 0 0 0 0 0	
住宅借入金等の年末残高の合計額(Eの+Fの+Gの+Hの)の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額」欄に転記します。				2 7 5 0 0 0 0 0

7 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。	10 高齢者等居住改修工事等の費用の額	11 断熱改修工事等の費用の額	12 特定断熱改修工事等の費用の額
1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上).....	1	2	2
2 障害者(1に該当する方を除きます。).....			
3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます。).....			
同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。氏名() 続柄()	13 特定多世帯同居改修工事等の費用の額	14 特定の増改築等工事の費用の合計額(+ +)	15 あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額(又はx0の)
	3		
	16 特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高(とのいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得に該当しない場合は、最高200万円。)		

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。 番号

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) 二面の の金額を転記します。

適用期間の特例 重複適用 重複適用の特例 下の適用を受ける場合には、該当する文字を で囲んでください。

左の重複適用(の特例)を受ける場合に二面の18の金額を右に転記します。

9 控除証明書の要否

平成29年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を で囲んでください。

○ この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

平成28年分 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算
 次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名 国税 太郎

住宅借入金等の年末残高の合計額					一面の⑨の金額を転記します。					⑨		27500000 円		
番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)					
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合 (2から8のいずれかを選択する場合があります。)	平成26年1月1日から平成28年12月31日までの間に居住の用に供したとき	$⑨ \times 0.01 =$	円 (最高40万円) 275000	4	認定住宅の新築に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成25年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 =$	円 (最高30万円) 00	5	高年齢者等による住宅の増改築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 =$	円 (最高40万円) 00
		住宅の取得等が特定取得に該当するときは	$⑨ \times 0.01 =$	円 (最高20万円) 00			住宅の増改築等が特定取得に該当するときは	$⑨$ の金額 (最高1,000万円) \dots ③ () $\times 0.02$ \dots ④ () $\times 0.02$ $+(③ - ④) \times 0.01 =$	円 (最高12万5千円) 00					
		住宅の取得等が特定取得に該当しないときは	$⑨ \times 0.01 =$	円 (最高20万円) 00			住宅の増改築等が特定取得に該当しないときは	$⑨$ の金額 (最高1,000万円) \dots ③ () $\times 0.02$ \dots ④ () $\times 0.02$ $+(③ - ④) \times 0.01 =$	円 (最高12万円) 00					
		平成25年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 =$	円 (最高20万円) 00			平成24年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨$ の金額 (最高1,000万円) \dots ③ () $\times 0.02$ \dots ④ () $\times 0.02$ $+(③ - ④) \times 0.01 =$	円 (最高12万円) 00					
		平成24年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 =$	円 (最高30万円) 00			平成26年1月1日から平成28年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨$ の金額 (最高1,000万円) \dots ③ () $\times 0.02$ \dots ④ () $\times 0.02$ $+(③ - ④) \times 0.01 =$	円 (最高12万5千円) 00					
		平成23年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 =$	円 (最高40万円) 00			住宅の増改築等が特定取得に該当するときは	$⑨$ の金額 (最高1,000万円) \dots ③ () $\times 0.02$ \dots ④ () $\times 0.02$ $+(③ - ④) \times 0.01 =$	円 (最高12万5千円) 00					
		平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 =$	円 (最高50万円) 00			住宅の増改築等が特定取得に該当しないときは	$⑨$ の金額 (最高1,000万円) \dots ③ () $\times 0.02$ \dots ④ () $\times 0.02$ $+(③ - ④) \times 0.01 =$	円 (最高12万円) 00					
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.006 =$	円 (最高12万円) 00	6	断熱改修工事等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.006 =$	円 (最高12万円) 00	7	多世帯同居改修工事等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から平成28年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.012 =$	円 (最高60万円) 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.006 =$	円 (最高15万円) 00			平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.012 =$	円 (最高36万円) 00					
3	認定住宅の新築に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から平成28年12月31日までの間に居住の用に供したとき	$⑨ \times 0.01 =$	円 (最高50万円) 00	7	認定住宅の新築に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成25年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 =$	円 (最高30万円) 00	8	震災特例法の取得等住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から平成28年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.012 =$	円 (最高60万円) 00
		住宅の取得等が特定取得に該当するときは	$⑨ \times 0.01 =$	円 (最高30万円) 00			平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.012 =$	円 (最高48万円) 00					
		住宅の取得等が特定取得に該当しないときは	$⑨ \times 0.01 =$	円 (最高30万円) 00			平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.012 =$	円 (最高48万円) 00					
		平成25年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 =$	円 (最高30万円) 00										
4	認定住宅の新築に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から平成28年12月31日までの間に居住の用に供したとき	$⑨ \times 0.01 =$	円 (最高50万円) 00	8	認定住宅の新築に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成24年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 =$	円 (最高40万円) 00					
		住宅の取得等が特定取得に該当するときは	$⑨ \times 0.01 =$	円 (最高30万円) 00										

二面 控 用 ○この用紙は 控 用 提 出 用 必 ず 申 告 に は 使 っ て く だ さ い。

- 欄の金額を一面の欄に転記します。
- 欄のかつこの金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の欄を記載します。二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合 (これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。) には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用) を作成します。その作成した各明細書の欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額 (の金額) の合計額 (住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。) を記載します。	⑱	00 円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額 (の金額) の合計額を記載します。	⑱	00 円

欄の金額を一面の欄に転記します。

(付表2) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署にお尋ねください。

(平成 28 年分)

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名		A (あなた) 国税 太郎	B (共有者) 国税 花子	C (共有者)	D 合計等
取得した資産	家屋の取得対価の額 (増改築等の費用の額)				円 40,000,000
	各共有者の共有持分	6225 10000	3775 10000	—	
	各共有者の持分に係る 家屋の取得対価の額等 (×)	円 24,900,000	円 15,100,000	円	
	土地等の取得対価の額				円 10,000,000
取得した資産に係る資金の状況	各共有者の共有持分	6225 10000	3775 10000	—	
	各共有者の持分に係る 土地等の取得対価の額 (×)	円 6,225,000	円 3,775,000	円	
	各共有者の取得した資産 に係る取得対価の額等 (+)	31,125,000	18,875,000		
	各共有者の自己資金負担額	3,000,000	2,000,000		円 (A+B+C) 5,000,000
借入金	各共有者の 単独債務による 当初借入金額	0			円 (A+B+C) 0
	当該債務に係る 住宅借入金等に 係る年末残高	0			
	連帯債務による 当初借入金額				円 45,000,000
	当該債務に係る 住宅借入金等に 係る年末残高				44,000,000

- 欄及び 欄には、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合で(付表1)を使用する場合には、(付表1)の2のAの(増改築等の場合は3の)の金額及び2のBのの金額を、それ以外の場合は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」又は「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)」(以下これを「計算明細書」といいます。)の2のロ(増改築等の場合は3のり)及び2のホの金額をそれぞれ転記します。
- 欄及び 欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)
- と の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、及び のの金額と の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
 - 取得対価の額の合計額の方が多い場合.....「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
 - 取得資金の額の合計額の方が多い場合.....「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき 連帯債務による借入金の額 (-)	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	
	28,125,000	16,875,000		
連帯債務による借入金に 係る各共有者の負担割合 (÷) 小数点以下第2位まで書きます。	%	%	%	%
	62.50	37.50		100.00
連帯債務による借入金に 係る各共有者の年末残高 (×)	円 27,500,000	円 16,500,000	円	
各共有者の 住宅借入金等の年末残高 (+)	27,500,000	16,500,000		

- 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署にお尋ねください。
- の割合及び の金額を各共有者の「計算明細書」の 欄及び 欄に転記します。

控
用

○この用紙は控用です。申告には、必ず提出用を使ってください。